

1 所得月額の算出のしかた

- (1) 市営住宅へ入居するときの収入基準は、世帯における1年間の総所得金額を計算し、そこから、あてはまる控除額をすべて差し引いた残りの金額を12(ヵ月)で割った額(世帯の所得月額)で判定します。

$$\text{計算式：世帯の所得月額} = (\text{世帯総所得額}) - (\text{控除額【別紙参照】}) \div 12$$

- (2) 市営住宅に入居するためには、世帯の所得月額が次の金額であることが条件となります。

ア 一般世帯：158,000円以下

イ 裁量階層：214,000円以下

2 収入計算モデル(参考)

モデルケース 世帯主、配偶者、16歳未満の子1人(3人世帯)

○所得額 世帯主(給与所得者)：1,670,000円、
配偶者(給与所得者)：750,000円、子：0円

世帯総所得額：2,420,000円(A)

○控除額 同居親族控除：380,000円×2=760,000円(B)

基礎控除：100,000円×2=200,000円(C)

控除額合計(B)+(C)：960,000円(D)

○所得月額 (A)-(D)÷12(ヵ月)=121,667円(E)

一般世帯：158,000円以下のため、申込みできます。

裁量階層について 次の条件に該当する世帯は、裁量階層の所得月額が適用されます。

1 心身障がい者世帯

申込者本人又は同居する親族に中度(B判定)以上の知的障がい、2級以上の精神障がい、4級以上の身体障がいのある方、又は恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表の3第1款症の障がいがある戦傷病者のいる世帯。

2 原爆被爆者世帯

申込者本人又は同居する親族に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯。

3 高齢者世帯

申込受付期間最終日現在で申込者自身が60歳以上であり、かつ同居する親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の世帯。

4 引揚者の方

海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から5年を経過していない方のいる世帯(引揚証明書の交付を受けている方)。

5 ハンセン病療養所入所者等世帯

申込者本人又は同居する親族に1996年3月31日までに国立ハンセン病療養所又は私立ハンセン病療養所に入所していた方のいる世帯。

6 子育て世帯

同居する親族に小学校就学の始期に達するまでの子のいる世帯。

《年間総所得金額から控除する金額》 ※申込受付期間最終日現在の年齢

年間総所得金額から次の額を控除します。

控除項目		控除対象者	控除額
基礎控除振替分		給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する方	その人の所得から10万円 *所得が10万円未満のときはその額
一般控除	同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の方。(胎児は含みません)	1人につき38万円
	扶養親族控除	申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方。(仕送りをしているだけでは扶養親族にならない場合があります。)	
個別の特別控除	寡婦控除	<ul style="list-style-type: none"> 夫と離婚したのち婚姻していない方で、扶養親族(子を除く)があり、合計所得金額が500万円以下の方。 夫と死別したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で合計所得金額が500万円以下の方。 *住民票の続柄に「未届の妻」の記載がある内縁関係の場合には、控除の対象外です。	その人の所得から27万円 *所得が27万円未満のときはその額
	ひとり親控除	寡婦控除に該当しない方で、配偶者と離婚又は死別したのち婚姻していないか、配偶者の生死が不明又は婚姻歴のない方で、生計を一にする子(所得48万円以下かつ他者の扶養になっていない)を有し、合計所得金額が500万円以下の方。 *住民票の続柄に「未届の妻」、「未届の夫」の記載がある内縁関係の場合には、控除の対象外です。	その人の所得から35万円 *所得が35万円未満のときはその額
その他の特別控除	障がい者控除	申込者又は一般控除対象者の中で、心身障がい者手帳等を交付されている方。 <ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者手帳(3~6級) 精神障がい者保健福祉手帳(2・3級) 愛護手帳(3・4度) 療育手帳(B・C) 戦傷病者手帳(第4項症~第4目症) 	1人につき27万円
	特別障がい者控除	申込者又は一般控除対象者の中で、心身障がい者手帳等を交付されている方。 <ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者手帳(1・2級) 精神障がい者保健福祉手帳(1級) 愛護手帳(1・2度) 療育手帳(A) 戦傷病者手帳(特別項症~第3項症) 被爆者健康手帳(厚生労働大臣の認定患者) 	1人につき40万円
	老人扶養親族控除	申込者又は一般控除対象者の中で年齢70歳以上の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方。	1人につき10万円
	特定扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方。(控除対象配偶者は除く。)	1人につき25万円